

大地震発生！あなたはどうしますか？

本町は北海道の中でも直下型の地震が多いことで知られている地域です。千島海溝・日本海溝型地震が発生した場合には、本町でも最大震度が6強となる可能性があると言われてます。皆さんは、大地震に備えた準備を実施していますか？耐震性能の高い家屋であっても、屋内家具の転倒のほか、ブロック塀や樹木の倒壊などにより、思わぬ事態を招くことがあります。「今まで大丈夫だったから心配ない。」は、根拠のない気休めではありません。万が一の場合に備えた準備と、地震発生時の行動について改めて確認しておきましょう。

① やってきたい準備

非常持ち出しリュックに最低限必要なもの（常備薬も忘れずに）を入れておき、転倒する恐れのある家具は寝室には極力置かないようにしましょう。また、揺れを感知して自動的に電源を遮断する感震ブレーカーを設置しておく、通電火災を予防することができます。

② 大地震発生中の行動

揺れが大きい場合、おそらく立っていることができません。落下物が生じる可能性もあるため、まずは身を低くして頭部を保護し、慌てて動かないなど身を守る行動をとりましょう。自動消火機能がある暖房や調理器具は、無理に火を消す必要はありません。

③ 揺れが落ち着いてから避難

屋内が危険な場合は、グラウンドや公園などの一時避難場所に避難しましょう。家屋が損壊して居住困難な場合などに役場が開設する指定避難所は、下表のとおりです。ご自宅近くの指定避難所をご確認ください。



避難所について詳細はこちら

指定避難所	住所	指定避難所	住所
弟子屈小学校	中央2-2-1	泉ふれあいセンター	泉2-3-9
川湯小学校	川湯温泉4-15-10	鑑別温泉桜町会館	桜丘2-1-3
美留和小学校	字美留和82-1	仁多交流センター	字弟子屈原野40線東32-2
旧奥春別小学校	字鑑別274-1	川湯駅前交流センター	川湯駅前2-3-10
和琴小学校	字屈斜路260	川湯農村センター	川湯温泉4-15-4
旧昭栄小学校	字熊牛原野27線東1	川湯ふるさと館	川湯温泉2-3-40
川湯中学校	川湯温泉7-3-11	美留和会館	字美留和79
弟子屈中学校	美里1-3-1	屈斜路研修センター	字屈斜路222-5
弟子屈高等学校	高栄3-3-20	弟子屈町林業多目的センター	字サワUNCHサップ3-5
弟子屈町役場庁舎	中央2-3-1	札友内寿の家	字札友内67-3
弟子屈町公民館	中央2-3-2	奥春別集会所	字鑑別272-6
摩周観光交流館 (道の駅摩周温泉)	湯の島3-5-5	御卒別集会所	字オソツベツ原野108-5
摩周観光文化センター	摩周3-3-1	弟子屈消防署	美里3-8-1
社会老人福祉センター	中央2-10-25		

※開設する指定避難所は、被害の規模や災害の種類により異なることがあります。

④ 余震や後発地震に備えて

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されてから1週間程度は、すぐに避難できる準備をお願いします。

問い合わせ先／役場総務課防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

「住宅建設促進事業」について

町では、住宅の新築・増改築・新築に伴う解体・リフォームに要する費用の一部を助成する「住宅建設促進事業」を実施しています。

本事業は、住宅建築の促進による定住環境の充実と地域振興を目的として実施しているもので、町内業者を利用した住宅工事を対象に助成を行っています。

住宅の新築をご検討の方、住まいの改修や設備更新をお考えの方は、この制度をご活用ください。

◇助成額

- ▶ 新築・改築：工事請負契約額の5%以内（限度額50万円）
- ▶ 新築・改築に伴う解体：工事請負契約額の50%以内（限度額50万円）
- ▶ 増築・リフォーム：対象経費の10%以内（限度額20万円）

※助成を受けるには一定の要件があります。

※工事着手前の申請が必要です。着工後の申請は対象外となります。

※対象工事や申請条件など、詳細は事前にご確認ください。



町公式HP

詳しくは町公式ホームページをご覧ください。建設課建築係までお問い合わせください。

問い合わせ先／役場建設課建築係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

令和8年度

「民間賃貸住宅建設等促進事業」 事業者募集について

町では、民間賃貸住宅等（注1）の建設またはリフォームに要する費用の一部を助成する「民間賃貸住宅建設等促進事業」を実施しており、令和8年度の対象事業者を募集します。

本事業は、多様なニーズに対応した良質な賃貸住宅などの整備を促進し、町民の住環境の向上と移住・定住の促進を図ることを目的としています。

民間賃貸住宅の建設を検討されている方や、既存賃貸住宅の改修を予定されている方は、この制度をご活用ください。

注1：「民間賃貸住宅等」とは、賃貸借契約に基づき入居する民間賃貸住宅のほか、町内に居住する個人または町内に事業所を有する法人が所有し、雇用する従業員が契約に基づいて入居する従業員宿舎をいいます。

◇助成額

- ▶ 住戸専用面積1㎡あたり2万円
- ▶ 1戸あたり上限100万円
- ▶ 1棟あたり上限1,000万円
- ▶ 建設に伴う解体：工事請負契約額の50%以内（限度額100万円）
- ▶ リフォーム：対象経費の10%以内（限度額20万円）

※申請が予算額に達した時点で募集を終了します。

※申請には要件がありますので、事前にご相談ください。



町公式HP

詳しくは町公式ホームページをご覧ください。建設課建築係までお問い合わせください。

問い合わせ先／役場建設課建築係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)